

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2026（女性版骨太の方針 2026）」を踏まえた取組の推進を依頼するものです。

8 教参学第 12 号
令和 8 年 7 月 21 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 担 当 課 長
各 政 令 指 定 都 市 教 育 委 員 会 担 当 課 長
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を 受 け た
学 校 設 置 会 社 を 所 轄 す る 各 地 方 公 共 団 体 の
学 校 設 置 会 社 担 当 課 長 殿
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 担 当 課 長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課 長
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 担 当 課 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課 長

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 男 女 共 同 参 画 共 生 社 会 学 習 ・ 安 全 課 長
中 園 和 貴

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026（女性版骨太の方針2026）」
を踏まえた取組の推進について（依頼）

男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進につきましては、平素より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2026（女性版骨太の方針 2026）」（令和 8 年 6 月 25 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定。以下「重点方針」という。）を策定しました。

重点方針では、基本的な考え方として、男女共同参画社会基本法に基づく「第 6 次男女共同参画基本計画（令和 8 年 3 月 13 日閣議決定。以下「6 次計画」という。）」を着実に実行した上で、6 次計画で決定した成果目標の達成や施策の実施に向けた取組の更なる具体化を行うとともに、新たに取り組む事項として、「Ⅰ女性の生涯にわたる健康支援」、「Ⅱ17 の戦略分野における女性活躍」「Ⅲ女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり」、「Ⅳ安心・安全が確保される社会の実現」について、政府全体として今後重点的に取り組むべき事項を定めています。

重点方針の概要については、別添 1 のとおりです。また、全文は下記参考 1 の内閣府 web サイトを御参照ください。

文部科学行政関連記載については、別添2のとおり、

- ・ 月経随伴症状等について、学校における適切な理解を促進するとともに、入試において、月経随伴症状等を含む本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由による欠席等については、そのことのみをもって不利に取り扱わないことや、当初予定の試験日程で受験できない場合には、受験機会の確保のため柔軟な対応に努めることなど、関係機関への配慮の促進（上記Ⅰ関係）
 - ・ 理工系女子人材の倍増に向け、大学の工学系学部の女子学生数割合について、直近の状況（2025年、18%）から2040年に36%への倍増を目指すなど、戦略分野への学部等の新設・転換の推進や理工系への進路選択のための取組の推進（上記Ⅱ関係）
 - ・ 女性研究者の研究力向上等を推進するダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ等により、科学技術人材の育成に向けて、女性の理工系進路選択を促進し、理工系大学院の女子学生を増加させるための取組を行う大学院等に対する支援（上記Ⅱ関係）
 - ・ 大学を核とした地域の女性人材育成等のための連携基盤（地域構想推進プラットフォーム）の整備促進や、推進役となるコーディネーターの活用等を通じた大学間・産学官連携において行われるインターンシップ等のキャリア形成支援に関する取組の強化等を通じて、大学を活用した地方創生の取組を推進するとともに、地域に不可欠な人材育成機能の確保を図るなど、各地域の魅力的な大学づくりに関する取組の推進（上記Ⅲ関係）
 - ・ 生命（いのち）を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」の全国の学校への普及展開を推進するとともに、自治体の取組も支援することで、全国展開を加速化（上記Ⅳ関係）
- 等に重点的に取り組むこととしていますので、各地方公共団体・各学校設置者におかれては、重点方針の趣旨の御理解と取組への積極的な御協力をお願いします。

特に、「生命（いのち）の安全教育」については、令和5年度より全国展開を推進しているところです。令和8年3月にはこれまで「生命（いのち）の安全教育」に取り組んでこられた学校現場の意見等を踏まえ、より現場のニーズに対応できるよう、教材の改善・充実を行いましたので、改めて教材及び指導の手引き等について周知いたしますので、各学校において、これらを活用しながら「生命（いのち）の安全教育」へ積極的に取り組むようお願いします。

また、教職員や児童生徒の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けて、教員向けの研修プログラム（参考3・4参照）や、小・中学生を対象にした教材及び指導の手引き等をホームページで公開しています。小中学生の段階でこれらの意識を植え付けないことは子供たちの可能性を引き出す上で非常に重要です。教員向けの校内研修や、授業での活用、児童生徒・保護者への資料配布等に是非お役立て

ください。

このことについて、各都道府県教育委員会担当課におかれては、市（指定都市を除く。）区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）に対して、各指定都市教育委員会担当課におかれては、所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては、所管の学校及び学校法人等に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項を受けた学校設置会社を所轄する各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所管の学校設置会社に対して、国公立大学法人担当課におかれては、その設置する学校に対して、大学を設置する各地方公共団体担当課におかれては、その設置する学校に対して、大学を設置する各学校設置会社担当課におかれては、その設置する学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、その設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構担当課におかれては、その設置する高等専門学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては、所管の専修学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

なお、周知に際しては、例えば、各学校において進める必要がある取組を整理し、教育委員会等が主催する研修・会議等を活用して説明するなど、効率的・効果的な周知に取り組んでいただくようお願いいたします。

(参考)

【参考 1 : 女性活躍・男女共同参画の重点方針 2026 について】

<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>



【参考 2 : 生命(いのち)の安全教育の取組について】

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



【参考 3 : 男女共同参画の推進に向けた教員研修モデルプログラムについて】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1416258_00002.htm



【参考 4 : 独立行政法人教職員支援機構 学校における男女共同参画の推進 : 校内研修シリーズ No. 117】

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/117.html>



【参考 5 : 学校と地域で育む男女共同参画について】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1376840_00004.htm



【参考 6 : 月経の正しい理解に資する冊子「月経の正しい理解とその対応」】

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/mext_02466.html



以上

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

男女共同参画企画係

電話:03-5253-4111 (内線 3268、3073)

メールアドレス: danjo@mext.go.jp

- 「第6次男女共同参画基本計画」（令和8年3月13日閣議決定）に基づく取組を一層強力に推進。
- その上で、女性活躍の裾野を更に広げるとともに、一段高いレベルで進めていくため、「健康」・「成長戦略分野」・「地域」の3つの重点分野について、戦略的・体系的に取組を強化。あわせて、全ての取組の前提となる「安全・安心」が確保される社会の実現に取り組む。
- 全ての意思決定に女性が参画することを基本とする。

I 女性の生涯にわたる健康支援

- ・「健康」は、個人の生活の質に直結。持てる力を発揮する上でも重要。
- ・性差に由来する健康課題への対応を強化。

1 「女性の健康総合センター」の機能強化、性差に由来する健康課題に対応する医療の推進

- ・センター等における研究の推進、データ収集・分析機能の充実、科学的根拠に基づく情報提供や、更年期障害に対応できる医療機関の見える化の検討等

2 ライフステージに応じた性差に由来する健康課題への対応の推進

- ・月経随伴症状への理解・配慮、職場における女性の健康支援
- ・骨粗しょう症検診、子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率等の向上
- ・更年期症状や骨粗しょう症等の症状に関する「診療領域を横断した考え方」の整理、研修
- ・「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づく関係機関と連携した取組の推進

3 企業・保険者等における対応の推進

- ・企業・保険者における健康投資の加速
- ・中小企業における健康経営、女性の健康課題対策の強化（インセンティブの実施）
- ・フェムテック等のヘルスケア産業の創出・振興

II 17の戦略分野における女性活躍

- ・多様な視点によるイノベーションや担い手の拡大により、我が国経済の発展に資する。
- ・戦略分野での「のびしろ」は大きく、産業分野・業種・職種の壁を越えた活躍を推進。

1 「文理の壁」打破と各領域での女性活躍に向けた人材育成

- ・理工系女子人材の倍増に向け、大学の工学系学部的女子学生割合の倍増
- ・戦略分野への学部等の新設・転換の推進 ・理工系進路選択の促進

2 女性が能力を発揮でき、希望に応じて全方位型で活躍できる基盤の構築

- ・戦略分野等への就業促進（リ・スキリング等）
- ・戦略分野等に関する国際機関における女性活躍の促進
- ・女性が働きやすい職場環境の整備
※ロボットの開発や遠隔操作、女性用のトイレの整備等の促進
- ・業界における意識改革、業界に対する女性の関心の喚起

3 女性活躍・就業継続のための環境整備と企業等の行動変容

- ・仕事と子育て・介護等との両立支援
※家事支援、ベビーシッター等の信頼性向上、税制を含む支援策検討
- ・仕事と健康課題の両立支援、ハラスメント対策、柔軟な働き方の実現
- ・企業における役員や管理職への女性の登用を促進

III 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり

- ・取組の裾野を全国の地域や多様な主体に広げ、地域全体の活力に。
- ・持続可能で活力ある地域社会を実現。

1 地域の様々な主体の連携・協働の強化

- ・地域における連携・協働の拠点となる男女センターに関するガイドラインの周知徹底
- ・（独）男女共同参画機構による自治体支援（データ提供、研修、ノウハウ共有等）

2 強い地域経済の構築の基盤となる女性人材の育成と就業機会の創出

- ・地域未来戦略と連携した女性活躍の推進
- ・農林水産業分野における女性の参画・登用に向けた取組の推進

3 地域社会を支える男女共同参画の推進

- ・地方議会・地方公共団体における取組の促進

IV 安全・安心が確保される社会の実現等

1 性犯罪・性暴力やDVへの対策などの取組強化

- ・性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターにおける支援体制の強化
- ・こども性暴力防止法の円滑な施行
- ・DV加害者プログラムの全国的な普及の推進 ・ストーカー対策の強化

2 男女共同参画の視点からの防災の推進

- ・災害対策本部への女性の登用のための自治体への働き掛け
- ・女性防災リーダーの育成方策や全国的なネットワークの構築に向けた検討

3 W P S（女性・平和・安全保障）の視点からの取組の強化

- ・「第3次W P S 行動計画」に基づく取組
- ・防衛、海上保安、防災・消防等の分野でのW P S の視点を踏まえた取組

I 女性の生涯にわたる健康支援

(1) 「女性の健康総合センター」の機能強化、性差に由来する健康課題に対応する医療の推進

① 女性の健康総合センターの機能強化、データ収集・分析機能の充実

- ・AMEDなどの各種研究事業を活用しながら、女性の生涯にわたる健康課題に関わる研究等を推進
- ・データセンターの機能を強化し、データ収集・分析機能を充実

② 更年期症状を含む性差に由来する健康課題への対応の推進

- ・更年期症状や関節リウマチを含む中高年期の女性に起こる症状に関する「診療領域を横断した考え方」の整理、研修を通じた医療機関への周知
- ・更年期世代の女性の健康課題に対応できる医療機関を見える化する方策の検討
- ・ポータルサイトで科学的根拠に基づく情報提供を推進し、リテラシー向上を図る
- ・心身の不調を抱える女性が、自らの情報を活用し、円滑な受診につなげるためのツールの開発・活用を検討
- ・医師養成課程における、性差を考慮した医療に関する教育の充実

(2) ライフステージに応じた性差に由来する健康課題への対応の推進

すべての女性が、ライフステージごとの健康課題に向き合いながら、学業、仕事、育児、介護、社会活動等との両立を図り、その能力を十分に発揮できる環境を整備する

① ライフステージごとのリテラシー向上、行動変容に向けた取組の推進

- ・学校における**月経随伴症状**への理解及び入試における適切な配慮を促進
- ・職場における女性の健康支援の取組を促進
- ・**骨粗しょう症検診、子宮頸がん検診、乳がん検診**、市町村による健診・検診の受診率向上のための取組を推進
- ・**更年期症状や骨粗しょう症**等の症状に関する「診療領域を横断した考え方」の整理、研修（再掲）
- ・「**プレコンセプションケア推進5か年計画**」に基づく関係機関と連携した取組の推進

② 性差に由来する健康課題に対応するための研究開発の推進

- ・バイオバンクにおけるゲノム情報や臨床情報等の充実により、女性の健康や性差に関する研究開発基盤を強化

(3) 企業・保険者等における対応の推進

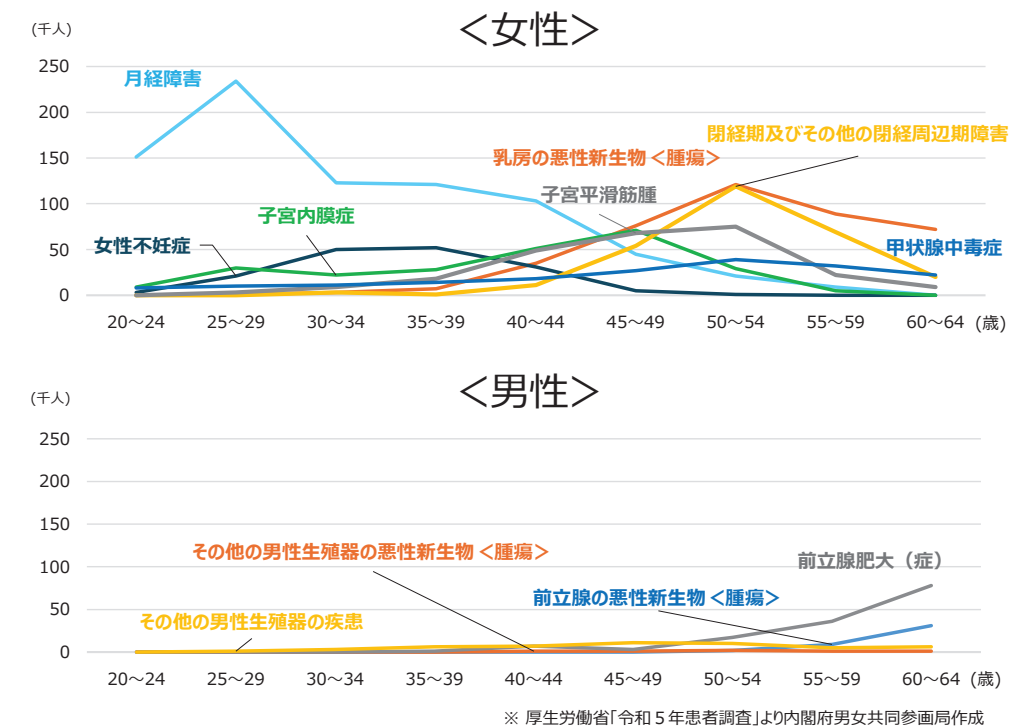
① 健康投資の加速、中小企業における健康経営の強化

- ・事業主が保険者と連携して社員の健康づくりを行う仕組みであるコラボヘルスを強化
- ・中小企業に対する、女性の健康サポートデスクの設置、健康経営優良法人へのインセンティブの実施

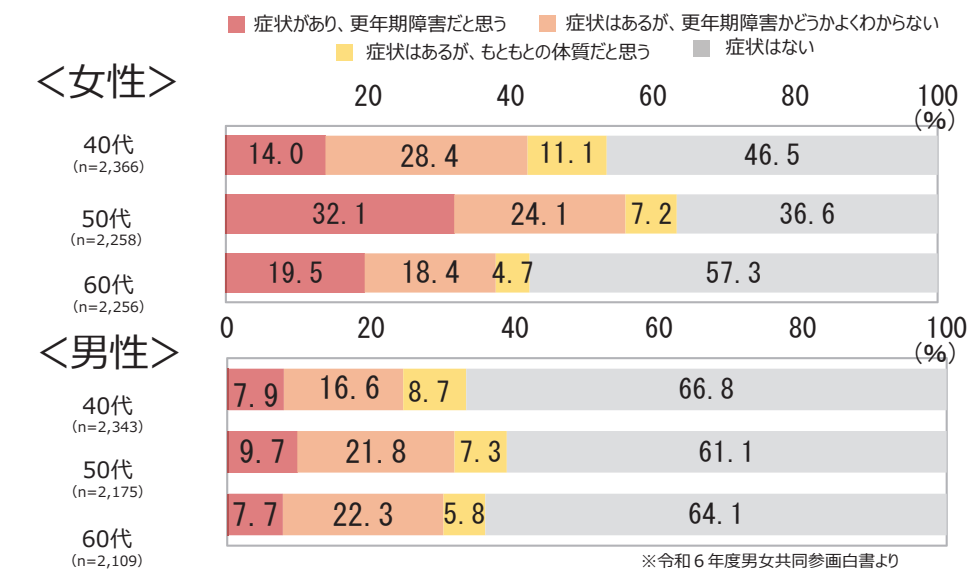
② 多様なニーズに対応したヘルスケア産業の育成

- ・フェムテック分野等において、科学的根拠に基づくサービス開発を行う事業者への支援
- ・PHR（Personal Health Record）の利活用を推進するため、医療機関・健診機関・本人等の関係者間の円滑なPHRデータの連携を促進

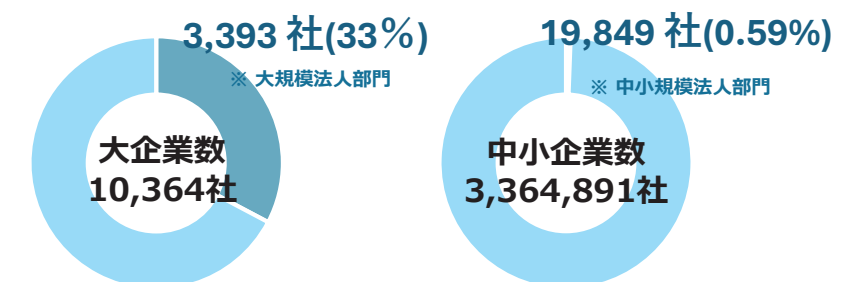
女性特有、男性特有の病気の総患者数



更年期障害に関わる症状が有ると答えた男女割合



健康経営優良法人 認定数



※ 認定数は、2025年6月時点
企業数・従業員数は、「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工 2021年6月時点の値

Ⅱ 17の戦略分野における女性活躍

①AI・半導体、②造船、③量子、④合成生物学・バイオ、⑤航空・宇宙、⑥デジタル・サイバーセキュリティ、⑦コンテンツ、⑧フードテック、⑨資源・エネルギー安全保障・GX、⑩防災・国土強靱化、⑪創薬・先端医療、⑫フュージョンエネルギー、⑬マテリアル（重要鉱物・部素材）、⑭港湾ロジスティクス、⑮防衛産業、⑯情報通信、⑰海洋

（１）「文理の壁」打破と各領域での女性活躍に向けた人材育成

① 理工系女子人材の倍増に向け、大学の工学系学部の女子学生割合の倍増（2040年36%）

② 大学・高等専門学校における戦略分野への学部等の新設・転換の推進

- ・戦略分野への大学の学部転換等
- ・数理・データサイエンス・A I 教育の高度化
- ・高専の新設等の促進

③ 大学等における理工系女子学生等の増加に向けた取組

- ・理工系分野の女性など学生の多様性の確保のための取組の促進や、女性研究者の研究力向上を推進する取組等による女性の理工系進路選択の促進

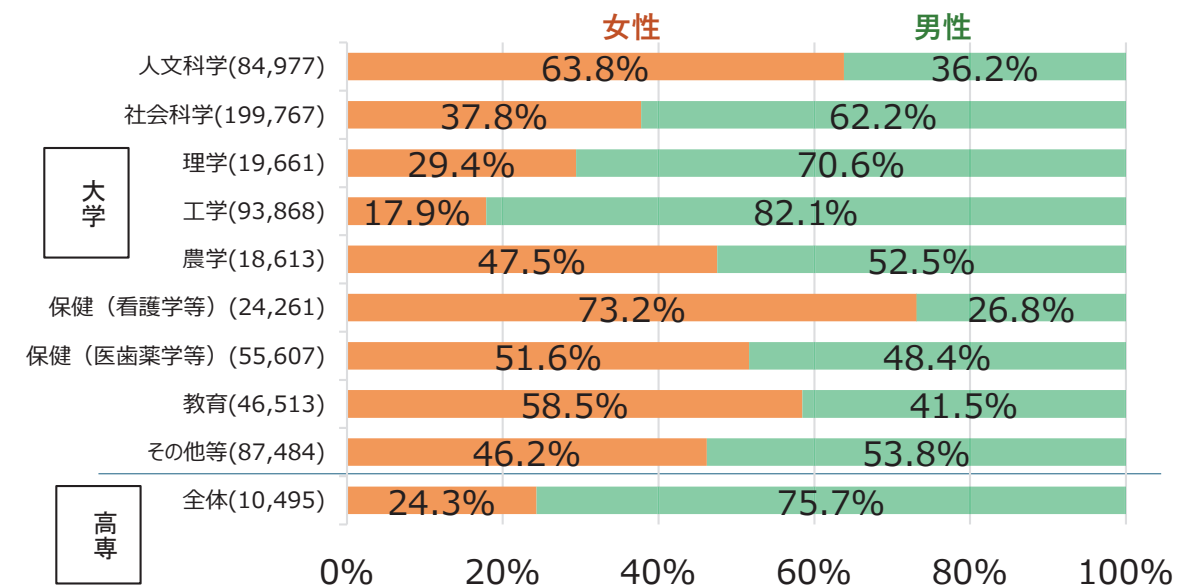
④ 専門高校・専門学校・高校教育における人材育成

- ・地域産業や社会の課題を解決できる人材の育成に取り組む専門高校を支援
- ・A I ・デジタル技術等を活用する人材、地域を支える人材などの育成に取り組む専門学校を支援
- ・文理横断的な学び、先進的な理数系教育の実施に取り組む高等学校を支援

⑤ 女子児童・生徒、保護者、教員等を対象とした理系分野に対する興味・関心の喚起

- ・理系進路選択支援プログラム等を通じた女子児童・生徒等の興味・関心喚起
- ・最先端の科学技術を学ぶ機会や理工系のロールモデルに触れる機会の提供
- ・包摂性に配慮した情報活用能力向上に係る教材開発の推進

＜大学・高専の男女比率＞



（ ）内の数値は、令和6年度の入学定員
出典：令和7年度学校基本調査をもとに作成

（２）女性が能力を発揮でき、 希望に応じて全方位型で活躍できる基盤の構築

① 戦略分野等への就業促進

- ・戦略分野等の社会人向けリ・スキリングの推進
- ・海洋分野の女性活躍のため、キャリアパスや労働環境を整備
- ・防衛産業分野における製造業等の魅力についての広報活動展開、好事例共有
- ・戦略分野等に関する国際機関における女性活躍の促進

② 女性が働きやすい職場環境の整備

- ・造船分野等でのロボットの開発や遠隔操作の導入を促進し、女性にとっても働きやすい職場環境を整備
- ・現場業務を含む防災・国土強靱化分野等での職場環境の改善に向け、女性用トイレ、更衣室など企業の好事例を周知

③ 業界における意識改革、業界に対する女性の関心の喚起

＜遠隔操作RTG＞



※東京都庁HPより

（３）女性活躍・就業継続のための環境整備と企業等の行動変容

① 仕事と子育て・介護、健康課題等との両立支援

- ・家事支援サービスやベビーシッターを安心して利用することができるよう、家事支援サービスの国家資格の創設等による品質・信頼性の向上を前提として、税制措置を含む支援策を検討
- ・子育て等により離職した女性への再就職支援、子育て中の女性への職業訓練コースの提供等
- ・特別研究員等により、出産・子育て等に関わらず研究継続ができる環境整備を推進
- ・女性の健康課題に対する取組に積極的な企業を評価する「えるぼしプラス」認定の取得促進

② 多様で柔軟な働き方の実現、待遇改善、キャリアアップ等

- ・「多様な正社員」制度の導入支援、フレックスタイム制の周知、テレワーク導入支援
- ・女性起業家へのセクハラを含めた、ハラスメント対策
- ・男女間賃金差異の公表義務の対象拡大など改正女性活躍推進法の着実な施行
- ・同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けたガイドラインの周知
- ・企業における役員や管理職への女性の登用を促進

Ⅲ 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり

（１）地域の様々な主体の連携・協働の強化

- 自治体における関係者の連携・協働の拠点（男女共同参画センター）の機能を担う体制の確保と機能強化
 - ・ 法に定められた役割を十全に果たせるよう、**ガイドラインの周知徹底**、体制確保や取組の「見える化」
 - ・ 地域女性活躍推進交付金等により、事業者団体や企業、大学、教育委員会や学校、地域コミュニティ、女性団体、若者等と連携・協働した取組を推進
- **男女共同参画機構（JGEPA）**による自治体支援
 - ・ 様々な全国団体や関係機関との**ネットワーク構築**
 - ・ **統計データ等を地域別に集計・整理・分析**
 - ・ デジタルアーカイブ化を含め情報提供機能の構築
 - ・ 自治体職員向けの**研修の質や量の向上と体系化**
 - ・ **成長17分野・デジタル分野**における女性人材育成の**事例収集や研修プログラム**の検討
 - ・ 自治体間の**情報プラットフォームの構築**に向けた制度設計
 - ・ 女性の起業支援を含め外部専門人材のデータベースの整備

（２）強い地域経済の構築の基盤となる女性人材の育成と就業機会の創出

- 産官学が連携した女性人材の育成・就業・登用推進
 - ・ **地域未来戦略と連携**した女性活躍の推進
 - ・ 大学を核とした地域の女性人材育成等のための連携基盤（地域構想推進プラットフォーム）の整備促進等
 - ・ 地域人材育成構想会議を開催し、産業界・教育界・労働界等が連携した戦略的な産業人材育成の取組を促進
 - ・ 成長17分野における女性人材の育成、就業・起業、定着、役員・管理職への登用等について、地域女性活躍推進交付金等により自治体の取組を推進
- 農林水産業分野における女性の参画・登用推進
 - ・ 女性農林水産業者向け研修を通じた女性リーダー・農業経営者の育成
 - ・ 「農業女子プロジェクト」、「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」の開催
 - ・ 女性林業従事者が活躍できる就業環境整備に向けた雇用主向け研修の支援
 - ・ 農林水産団体等の理事等の女性割合の向上に向けた地方公共団体への働き掛けや「農業リーダーズサミット」の開催

（３）地域社会を支える男女共同参画の推進

- 地方議会・地方公共団体における取組の促進
 - ・ 女性の政治参画の拡大に向けた取組の優良事例、ハラスメント防止に関する取組等の実施状況、ネットワーク形成等に係る情報収集・情報提供、障壁の解消に向けた調査等
 - ・ 地方公共団体における女性職員の登用拡大に関する好事例の収集・周知、審議会等委員への女性の参画の促進
- 地域活動における男女共同参画の推進
 - ・ **地域運営組織（RMO）や自治会**における女性登用の現状や課題、取組事例等について情報収集・分析

Ⅳ 安全・安心が確保される社会の実現等

（１）性犯罪・性暴力やDVへの対策などの取組強化

- 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適正な運用
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける支援体制の強化
 - ・ **地域における関係機関等とのネットワーク強化**、支援の標準化に向けた検討
 - ・ 支援員の処遇改善等、人材確保・体制強化に向けた支援の充実
- こどもに対する性犯罪・性暴力への対策
 - ・ **こども性暴力防止法の円滑な施行**に向けた取組の推進
 - ・ **児童福祉法を踏まえたデータベースの活用徹底**、資格管理の厳格化等
 - ・ **教育職員性暴力等防止法を踏まえたデータベースの活用徹底**、厳正な対処等
 - ・ 「生命（いのち）の安全教育」の全国展開の加速化
 - ・ インターネットの安全・安心な利用のためのリテラシー向上
- 配偶者等への暴力（DV）への対策の強化
 - ・ 加害者プログラムの普及推進
- ストーカー対策の強化
 - ・ 禁止命令等を受けた加害者全員に対しカウンセリング等を受けるよう働き掛ける取組

（２）男女共同参画の視点からの防災の推進

- ・ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の推進。自治体の**災害対策本部への女性の積極的登用等**のため、事例の収集を含め、働き掛け
- ・ JGEPAにおいて、男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域防災の拠点となるよう事例収集・情報発信、自治体への研修の体系化
- ・ **女性防災リーダーを各地で育成する方策やネットワーク構築**に向けた検討

（３）W P S（女性・平和・安全保障）の視点からの取組の強化

- ・ 「**第3次W P S 行動計画**」に基づく取組を着実に実施、安定した国際環境の確保に貢献
- ・ 「防衛省W P S 推進計画」に基づき、防衛省全体の意識改革、ジェンダー・アドバイザー等の育成、防災演習等におけるジェンダー視点の反映等
- ・ 海上保安分野、防災・消防分野におけるWPSの視点を入れた取組の推進

女性活躍・男女共同参画の重点方針 2026 における 文部科学行政関連記載

I 女性の生涯にわたる健康支援

1. 「女性の健康総合センター」の機能強化、性差に由来する健康課題に対応する医療の推進

- ・医師養成課程における、性差を考慮した医療に関する教育の充実に向けた検討を行う。【文部科学省】

2. ライフステージに応じた性差に由来する健康課題への対応の推進

(1) ライフステージごとのリテラシーの向上と行動変容のための取組

- ・学校における児童生徒の発達段階を踏まえた保健指導について、医療関係者等の外部講師の活用を含め充実を図ることにより、生涯にわたり、自らの健康や環境を適切に管理・改善していくための資質・能力（ヘルスリテラシー）の基礎を培う。【文部科学省】
- ・性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めた将来設計（ライフデザイン）や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアの取組を進めるに当たっては、「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づき、関係府省が連携の上、教育機関における取組と相補的に進めるとともに、企業においてライフステージに応じた健康課題に関する知識が身に付けられるよう普及啓発を図る。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】
- ・月経随伴症状等について、学校における適切な理解を促進するとともに、入試において、月経随伴症状等を含む本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由による欠席等については、そのことのみをもって不利に取り扱わないことや、当初予定の試験日程で受験できない場合には、受験機会の確保のため柔軟な対応に努めることなど、関係機関に配慮を促す。【文部科学省】
- ・男性と比較した運動・スポーツ実施率の低さや、30代から40代女性の体力低下傾向を踏まえ、女性の運動・スポーツへの参加を促すため、女性向けの運動・スポーツプログラムを推進し、「健康インフラ」を構築するとともに、女性の運動・スポーツ実施の重要性に関する社会全体の理解増進を図る。また、女性アスリートの妊産期、産後支援を含む健康課題等の解決に向けた取組を推進する。【文部科学省】

(2) 性差に由来する健康課題に対応するための研究開発の推進

- ・バイオバンクにおけるゲノム・オミックス情報や臨床情報等の充実ににより、女性の健康や性差に関する研究開発基盤を強化する。【文部科学省】
- ・性差を考慮した研究提案に関して、疾病における性差の状況を含め研究者の性差に対する認識を深めるための啓発活動を推進するとともに、AMEDの研究事業において、研究提案書の記載や評価における性差考慮に係る統一的なルール策定や、性差に由来する健康・医療上の課題に関する研究公募枠の充実等に取り組む。【内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

Ⅱ 17 の戦略分野における女性活躍

1. 「文理の壁」打破と各領域での女性活躍に向けた人材育成

(1) 理工系女子人材の倍増

- ・理工系女子人材の倍増に向け、大学の工学系学部の女子学生数割合について、直近の状況（2025 年、18%）から 2040 年に 36%への倍増を目指す。このため、戦略分野への学部等の新設・転換の推進や理工系への進路選択のための取組などを進める。【関係府省】

(2) 大学・高等専門学校における戦略分野への学部等の新設・転換の推進

- ・将来の社会・産業構造の変化等を踏まえ、大学における理工・デジタル系人材育成の強化や文理分断からの脱却を図るための成長分野への学部転換等の促進、文系学部も含めた大学全体としての数理・データサイエンス・A I 教育の高度化の推進に取り組む。【文部科学省】
- ・地域の産業や社会に必要な科学技術人材の育成を一層促進するために、実践的技術者教育を担う高等専門学校（以下「高専」という。）の新設等を促進する。その際、積極的な周知活動や多様性に配慮した入学者選抜等を通じ、女子学生の確実な確保を進める。【文部科学省】
- ・新しい産学連携の形として、産学が協力して設置・運営し学位の授与を行う「契約学科」の取組を推進する。【文部科学省、経済産業省】

(3) 大学等における理工系女子学生等の増加に向けた取組

- ・女性の割合が低い分野において大学への入学者の多様性を確保し、女性の有するポテンシャルを十分に発揮できるようにすることは、大学の教育研究の質を向上させ、ひいては戦略分野を始め当該分野の人材育成を強化する観点から重要である。そのため、大学等における理工系分野の女性など入学者の多様性を確保する観点から対象になると考えられる者に関し、合理的な理由なく単に属性のみを理由とした一律な差異を設けることなく、公平性・公正性を確保した大学入学者選抜の実施や環境整備等の積極的な取組を促進する。このような学生の多様性の確保に資する取組を実施する大学等に対して、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による支援を行う。【文部科学省】
- ・女性研究者の研究力向上等を推進するダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ等により、科学技術人材の育成に向けて、女性の理工系進路選択を促進し、理工系大学院の女子学生を増加させるための取組を行う大学院等に対して支援する。【文部科学省】
- ・文理を問わずデジタル社会で活躍するための理数的素養を学生が身につける、大学や高専における数理・データサイエンス・A I 教育の推進を図るとともに、数理・デジタル系分野を中心に、入学後も学生が希望するコース等を選択できる学びの実現も促進する。【文部科学省】
- ・海洋分野における人材の育成に当たっては、国立大学等が保有する船舶において、女性に配慮した環境整備を促進する。【文部科学省】

(4) 専門高校・専修学校専門課程における人材育成

- ・地域産業や社会の課題を解決できる人材を育成するため、地域の産業界と連携・協働した職業教育や先端分野の専門的な指導を通じた工業、農業等の専門高校の機能強化・高度化に資する取組を支援する。【文部科学省】

- ・専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）において、A I ・デジタル技術等の活用を始めとする生産性の高い人材を育成するための教育への転換を図っていく観点から、産業界や地域のニーズを踏まえた人材、労働生産性が高い人材、地域を支える人材などを育成する専門学校の教育環境を整え、教育の質の向上を促すための支援を行う。【文部科学省】

（５）高校教育における理系人材の育成

- ・理数系素養を身に付け、自ら問いを立て、解決する研究を行う高等教育を見据えて、文理の区分にとらわれない学び、科学的思考力の育成等を行うなど、文理横断的な学びに取り組む高等学校を支援する。【文部科学省】
- ・スーパーサイエンスハイスクール（S S H）支援事業により、先進的な理数系教育の実施による科学技術人材の育成・教育課程の研究開発に取り組む高等学校への支援を強化する。【文部科学省】

（６）女子児童・生徒、保護者、教員等を対象とした理系分野に対する興味・関心の喚起

- ・女子生徒の理工系分野への進学を促進するため、女子中高生の理系進路選択支援プログラムにより、産学官・地域一体となって、女子児童・生徒、保護者及び教員を対象として理工系分野に対する興味・関心を喚起するとともに、次世代科学技術チャレンジプログラム（S T E L L A）等を通じて、その意欲・能力を伸長する地域における取組を支援し、取組の成果等を全国に展開する。【文部科学省】
- ・女性の理工系進路選択を阻害する固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向け、教員の理解促進を図るため、既存の教員研修プログラムの更新や内容の充実、研修で活用できる新たなコンテンツ開発等を行い、普及啓発を図る。【文部科学省】
- ・学校における、女子生徒の多様な進路選択を支えるための取組の充実を図りつつ、管理職の性別構成が児童生徒の意識に影響を与え得ることを踏まえ、校長、教頭など意思決定過程への女性の登用を推進する。【文部科学省】
- ・戦略分野を始めとし、地域産業にA I を始め理工・デジタル系人材の担い手が一層求められることを踏まえ、理工系分野の大学・高専生、教員等に占める女性割合の向上に向け、最先端の科学技術を学ぶ機会や理工系のロールモデルに触れる機会を早い段階から継続的に提供するために、女子中高生の関心を醸成し、意欲・能力を伸長するための産学官・地域一体となった取組や、包摂性に配慮した情報活用能力向上に係る教材開発を推進する。また、大学における管理職への女性登用や若手女性研究者支援を促進するとともに、起業のジェンダーギャップを解消するため、女性起業家との交流等の機会等を創出する。【文部科学省、経済産業省】
- ・社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実する。【文部科学省】

2. 女性が能力を発揮でき、希望に応じて全方位型で活躍できる基盤の構築

（１）戦略分野等への就業促進

- ・戦略分野等への転換を希望する女性の人材育成・就業促進等のため、戦略分野等成長分野のニーズに対応したり・スキリング推進の一環として、大学や専門学校等における社会人のための教育プログラムの開発や全学的な体制整備と収益化の推進等を行う。【文部科学省】

- ・エネルギーなどの戦略分野等における人材育成・確保を加速化するため、関連の産業界と協働した人材育成プロジェクトの実施や、業界団体による人材開発支援助成金の活用の促進等に取り組む。【厚生労働省】
- ・フュージョン分野、フュージョン技術に関連する分野の若手研究者・技術者向けの研修会・講演の開催など、就業継続や新規参入にも資するネットワーク作り等の取組を支援する。【内閣府、文部科学省】
- ・医療機器創出に携わる企業や医療従事者（特に小児・希少疾病領域）などを対象に、女性活躍を促進しつつ、人材の育成、リ・スキリングを実施する人材育成拠点の強化を行う。【文部科学省、厚生労働省】

3. 女性活躍・就業継続のための環境整備と企業等の行動変容

(1) 仕事と子育て・介護等との両立支援

- ・特別研究員RPD（Restart Postdoctoral (RPD) Research Fellowships）等により、出産・子育て等のライフイベントに関わらず研究を継続できるよう、両立や復帰に向けた環境整備の取組を強化する。【文部科学省】
- ・女性研究者等が出産・子育て等で研究活動に支障を来さず能力を発揮できるよう、大学における保育所等の設置促進に向け、現状を把握する。【文部科学省】

Ⅲ 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり

1. 地域の様々な主体の連携・協働の強化

- ・地域女性活躍推進交付金により、男女共同参画センターが行う事業者団体や企業、大学、教育委員会や学校、地域コミュニティ、女性団体、若者等と連携・協働した取組を推進する。また、地域における連携と協働の円滑化のため、JGEPAにおいて、様々な全国団体や関係機関とのネットワークの構築に取り組むとともに、関係機関が一度に会する全国会議やブロック会議を実施する。【内閣府、文部科学省】
- ・地方公共団体が男女共同参画に関する現状と課題を把握しエビデンスに基づく政策立案ができるよう、JGEPAにおいて、必要な統計データ等を都道府県のみならず市町村等の地域別に集計・整理・分析し提供する取組を進める。また、こうしたデータを適切に公表・活用し、地方公共団体の取組の進捗や成果を把握し、施策の改善に繋げる。さらに、固定的な性別役割分担意識の解消等に向けた広報啓発を行うとともに、貴重な資料のデジタルアーカイブ化を含め情報提供機能の構築を進める。【内閣府、文部科学省】
- ・JGEPAにおいて、地方公共団体の職員の専門性向上のための研修の質や量の向上と、その体系化を進める。また、戦略分野やデジタル分野における女性人材の育成を図るため、先進的な事例の収集や関係機関と連携した研修プログラムの提供に向けた検討を行う。【内閣府、文部科学省】
- ・JGEPAにおいて、地方公共団体との間で必要な知見及びノウハウを共有するための情報プラットフォームの構築に向け制度設計を進める。地域における現状・課題の把握のための調査手法、関連施策分野との連携方法、事業展開に関するノウハウや事例を収集し特定の場所や方法にとらわれない多様な形で全国各地の地方公共団体への横展開を進める。【内閣府、文部科学省】
- ・JGEPAにおいて、女性の起業支援に係る人材を含め全国的な外部専門人材のデータベースを整備し、全国の地方公共団体における人材起用を推進する。【内閣府、文部科学省】

2. 強い地域経済の構築の基盤となる女性人材の育成と就業機会の創出

- ・大学を核とした地域の女性人材育成等のための連携基盤（地域構想推進プラットフォーム）の整備促進や、推進役となるコーディネーターの活用等を通じた大学間・産学官連携において行われるインターンシップ等のキャリア形成支援に関する取組の強化等を通じて、大学を活用した地方創生の取組を推進するとともに、地域に不可欠な人材育成機能の確保を図るなど、各地域の魅力的な大学づくりに関する取組を推進する。【文部科学省】
- ・地域における産業需要や人口動態を踏まえた戦略的な産業人材育成を進める観点から、地域ごとに、地域人材育成構想会議を開催し、産業界・教育界・労働界等が連携した具体的な人材育成を横断的に進める。【文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

IV 安全・安心が確保される社会の実現等

1. 性犯罪・性暴力や配偶者等への暴力への対策などの取組強化

(1) 性犯罪・性暴力への対策の強化

① 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適正な運用

- ・令和5年の刑法等一部改正法及びいわゆる性的姿態撮影等処罰法の制定等を踏まえ、性犯罪に対処するための刑事法の内容及び趣旨について、相談機関や学校等の関係者を含め、周知を徹底するとともに、性犯罪に対して、法と証拠に基づき厳正に対処していく。また、これらの法律の施行後の適用状況等を的確に把握するとともに、被害申告の困難さ等の性的な被害の実態に係る調査等を着実に進める。【法務省、関係府省】

② ワンストップ支援センターにおける支援体制の強化

- ・個々の被害者の置かれた状況に応じて必要な支援を提供できるよう、ワンストップ支援センターと警察、医療機関、犯罪被害者等支援コーディネーター等の地域における関係機関等とのネットワークの構築を推進する。また、ワンストップ支援センターにおける支援の標準化に向けて、関係府省が連携して検討を進める。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

③ こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進

- ・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）及び令和8年4月に改訂を行った基本指針等を踏まえ、特定免許失効者等に関するデータベースの活用徹底や、被害を未然に防ぐための環境整備、研修・啓発の充実、相談体制の整備、児童生徒性暴力等を行った教育職員等に対する厳正な対処など、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する取組を一層徹底する。【文部科学省】
- ・生命（いのち）を大切に、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」の全国の学校への普及展開を推進するとともに、自治体の取組も支援することで、全国展開を加速化する。【文部科学省】
- ・関係機関・団体等と連携してインターネットの安全・安心な利用のための広報啓発やリテラシー向上のための取組を推進する。また、「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループとりまとめ「課題と論点の整理」に基づく工程表」に基づき、関係府省が連携して取組を強化する。【こども家庭庁、関係府省】

(3) ストーカー対策の強化

- ・ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれが高いものであることを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進する。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

「生命（いのち）の安全教育」の実施について

○「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成・公表しました。これらの教材等の活用により、**性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育**を推進しています。

「こども性暴力防止法」を起点として、令和6年4月に取りまとめられた**「こども性暴力防止に向けた総合的な対策」**においても、**「生命（いのち）の安全教育」を全国展開**することが旨が盛り込まれており、政府として、「生命（いのち）の安全教育」の普及展開に取り組んでいるところです。

○令和4年12月公表の「生徒指導提要（改訂版）」においては、『全ての児童生徒が**性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるよう**に「生命（いのち）の安全教育」を実施』する旨の記載が盛り込まれております。

○一方で、令和5年度の実態調査結果によれば、**全国の学校で性犯罪・性暴力防止のための教育を実施している割合は45.3%に留まっており**、更なる普及展開が必要な状況があります。そのため、**研修用動画や指導例動画などを作成し**、ホームページで公開するなど、普及啓発に努めるとともに、**令和8年3月には、学校現場の意見や社会情勢の変化等を踏まえ、教材及び指導の手引きの拡充・改訂**を行いました。

○子供たちを性犯罪・性暴力の当事者とさせないため、**各学校における「生命（いのち）の安全教育」の実施・普及**にご協力いただきますようお願いします。

【参考】

・授業等での実践の様子



「生命（いのち）の安全教育」について

- ◆ 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の教材及び指導の手引きを作成・公表。
- ◆ 令和8年3月には、令和5年の刑法改正による「不同意性交等罪」の創設等の社会情勢の変化等を踏まえて教材・指導の手引きの拡充・改訂を行うなど、全国の学校等での実施に向けた普及展開を推進。

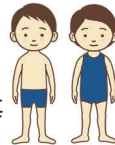
生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引きについて

【目標】生命（いのち）の尊さや、性犯罪・性暴力の根底にある誤った認識や行動、性犯罪・性暴力が及ぼす影響といった性犯罪・性暴力の防止・対処に関する知識やスキル、一人一人の人権を尊重する態度等を身に付け、各段階等に応じて適切に対処できるようにする。

各段階における学習内容

【幼児期】

- ・自分の体は自分だけのもので、とても大事なものである
- ・水着で隠れるところは見せたり触らせたりしない
- ・嫌な触られ方をした場合の対応（嫌だと言う など）等



【小学校低・中学年】

- ・他の人の体も大切。見たり触ったりしない
- ・手をつなぎたいと思ったら、相手にきいてみる
- ・自分の体のことを決められるのは自分だけ 等



【小学校高学年】

- ・人との距離感（境界線）の理解
- ・同意を確認しない行為・性的な暴力
- ・インターネットやSNSでの性暴力 等



【中学校・高等学校】

- ・性的同意の明確な理解
- ・性暴力の例（デートDV、SNS被害、痴漢）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応（法律、相談）等
- ・（高校）セクハラ、二次被害



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施

【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態、身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



活用促進の取組

- ◆ 「性犯罪・性暴力防止のための教育」の実施率は全国で45.3%。うち、「生命（いのち）の安全教育」の教材を活用しているのは32.8%であり、更なる普及啓発が必要。（R5文科省調べ）
- ◆ 文部科学省では、活用促進に向けて、動画教材や研修用動画、指導例動画の作成等のコンテンツの充実や、生徒指導提要への位置づけ、学校等で「生命（いのち）の安全教育」講座の実施を支援する普及展開事業（予算事業）等の取組を推進。

生命（いのち）の安全教育 動画集

文部科学省では、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」が実施されるよう取組を進めています。本取組にご活用いただける、各種の動画コンテンツを作成・公表しています。

動画教材掲載
HP



教材動画 令和4年6月公表

児童生徒の1人1台端末等で動画教材をご活用いただくことで、授業等における取組の充実や家庭等における学習も含めた効果的・効率的な学習の実施が考えられるため、積極的に御活用ください！



教員研修用動画 令和4年11月公表

独立行政法人教職員支援機構の「校内研修シリーズ」において、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を公開しています。教育委員会主催の研修会、各学校の校内研修等で積極的にご活用ください！

校内研修シリーズ

子供を性犯罪・性暴力の
加害者・被害者・傍観者にしないための
「生命（いのち）の安全教育」について



<動画の構成>

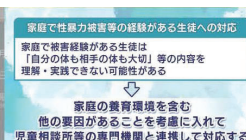
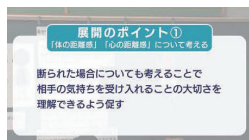
- 1 子供の性被害にかかる現状
- 2 「生命（いのち）の安全教育」とは
- 3 各発達段階の指導内容の紹介

指導例動画 令和7年11月公表

生命（いのち）の安全教育に取り組みたいが、指導の手引きだけではイメージがつかめない、といった現場の声に応えて、発問の仕方や教材活用方法、気を付けるべきポイントなどを解説を盛り込んだ動画です。ご活用ください！



動画はチャプターごとに視聴可能。見たいところだけをすぐに確認できます。



板書の内容やワークの進め方やポイントなども詳しく解説しています。

生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）における「生命（いのち）の安全教育」の記載について

- ・「生徒指導提要」とは、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等**について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書**として作成したもの。
- ・**平成22年に初めて作成**して以降、いじめ防止対策推進法等の関係法規の成立など学校・生徒指導を取り巻く環境は大きく変化するとともに、生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況を踏まえ、**生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理し、今日的な課題に対応していくため、12年ぶりの改訂を行い、令和4年12月に公表。**

「生命（いのち）の安全教育」の関連箇所

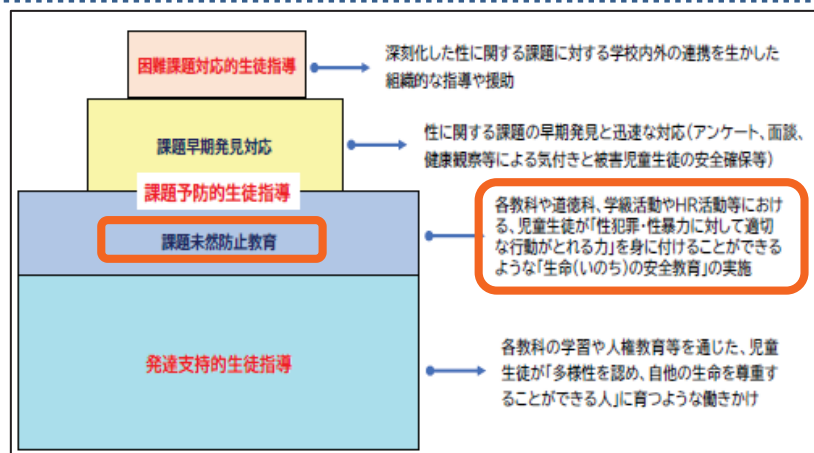
「第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導－第12章 性に関する課題」（P255～P261）

12.3 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造

<ポイント>

性犯罪・性暴力に関する対応について、生徒指導の観点から整理

○該当箇所抜粋



<図19 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造>

……。発達支持的生徒指導としては、各教科の学習や人権教育等を通して、「多様性を認め、自他の生命や人権を尊重することができる人」に育つように働きかけます。

課題未然防止教育としては、各教科や道徳科、学級・ホームルーム活動等において、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施します。

課題早期発見対応としては、健康観察等から問題の予兆を見逃さず、気付いたら被害者の安全確保を第一に迅速な対応を行います。問題が深刻化している場合には、学校内外の連携に基づき「チーム学校」として、組織的な指導・援助を行うこととなります。

12.3.1 「生命（いのち）の安全教育」による未然防止教育の展開

<ポイント>

- ・「生命（いのち）の安全教育」を推進する基盤として、安全で安心な学校環境をつくることも不可欠とし、「生命（いのち）の安全教育」の目標及び各発達段階に応じたねらいを示す。
- ・児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえ、適切に「生命（いのち）の安全教育」を実施するための留意事項を示すとともに、未然防止教育における具体的な取組を示す。

○該当箇所抜粋

表3 「生命（いのち）の安全教育」の各段階におけるねらい		
段 階	ね ら い	
幼児期	幼児の発達段階に応じて自分と相手の体を大切にできるようにする。	
小学校 (低・中学年)	自分と相手の体を大切にすることを身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。	
小学校 (高学年)	自分と相手の心と体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。	
中学校	性暴力に関する正しい知識をもち、性暴力が起きないようにするための考え方・態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。	

未然防止教育では、どのような被害が起きるのかを正しく理解することが出発点になります。その上で、自ら考え、相手の意思を尊重した行動がとれるような態度や姿勢を身に付けることができるように働きかけます。具体的には、次のような取組を行います。

- ・幼児期や小学校低学年の早い時期から、他の人の水着で隠れる部分を見たり触ったりすること、口や体に触れることは、相手に不快な思いをさせることであることを、発達を踏まえ、分かりやすく指導する。
- ・小学校高学年や中学校の段階では、裸の写真を撮らせる・送らせることは、性的加害であり犯罪を含む危険があることを理解させる。
- ・中学校や高校の段階では、「デートDV」等を例に挙げ、親密な間柄でも相手が嫌ということはない、という認識の醸成に向けた指導を行う。

「生命（いのち）の安全教育」の取組に関する実践事例集

- 学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しし、全国展開を加速化するための取組の一つとして、実践事例集を作成
- 幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の多様な事例を掲載

事例集の内容

I 事業概要

II 各実践校における全体計画例

III 『生命（いのち）の安全教育』実践事例（学校種別）

1 幼稚園・保育園・認定こども園

2 小学校

3 中学校

4 高等学校

5 特別支援学校（学級）

IV 資料編

資料1 事例集作成に係る検討会における意見 ※授業での留意点

資料2 性犯罪・性暴力被害に関する実態データ

資料3 各実践校にて使用したスライド教材（別冊）

保健体育科、特別活動（学級活動）等
における実践事例を掲載

学習指導要領等との関連箇所、授業展開例、
指導上の留意点等をまとめています。

学年 中学2年生



*授業の風景

生命（いのち）の安全教育

指導計画

時	主な学習活動	指導上の留意点
1	- より良い人間関係について理解する。 - 心と体の距離感について考える。 - 性暴力（デートDV、SNS）について理解する。 - 性暴力が起きないようにするための方法について考える。	- 心と体には距離感があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。 - 距離感が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。 - お互いの気持ちを尊重し、より良い（望ましい）人間関係を構築しようとする態度を養う。
2	- 性被害に遭ったときの対応方法を理解する。 - 事例をもとに性被害への対処方法について話し合い、対応力を高める。 - 性被害の相談先について知る。	事例をとおして、性暴力の例や背景を理解し、デートDV、SNSで見えない相手とつながることの危険性について考え、安全な意思決定ができるようにする。

授業の展開

1 時間目の展開	
ねらい	- より良い人間関係について理解する。 - 心と体の距離感について考える。 - 性暴力（デートDV、SNS）について理解する。 - 性暴力が起きないようにするための方法について考える。
学習活動	主な発問・生徒の反応
- 学習上の留意点について知る。 - 授業の目的や「生命（いのち）の安全教育」の全体像を知る - より良い人間関係について理解する。 - 良い人間関係とはどういうものか考えてみよう。 - 相手のことを思いやることができる	- 学習中に不調を来して退出したい等の場合は教員に申し出て良いことを伝える。 - 授業のねらいと授業内容を説明する。 - 良い人間関係とはどのようなものか問いかけ、小集団での話し合いを進めながら、生徒が十分に考えることができるようにする。

生命（いのち）の安全教育の取組に関する実践事例集は、以下のページに掲載しております。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL） https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」とは？

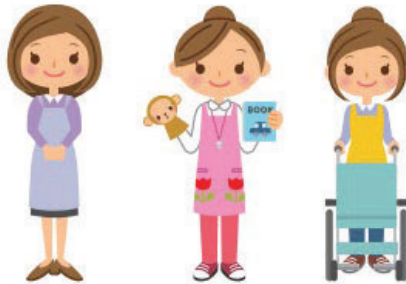
児童生徒の将来の選択肢を狭めてしまわないように

無意識のうちにとらわれている思い込みや偏ったものの見方のことです。これらは知らないうちに言動に表れて、人を傷つけたり、組織のあり方に影響を及ぼしたりすることがあります。

「無意識の思い込み」は、環境や経験を通してつくられるもので、誰にでもあるものです。まずはこれらに気付くことが大切です。

「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」や固定的な性別役割分担意識の事例

家事・育児・介護は女性のほうが向いている



管理職は男性のほうが向いている



夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである



教育の場で起こる「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」 ケースのご紹介 ～大学の専攻分野の選択～

放課後、クラスの生徒と雑談している時、生徒は、進学する大学や専攻分野について迷っていることや、親の意見も気にしていることなどを話し出しました。

女子生徒「最近、工学部っておもしろそうと思っているんです。ただどうちの親は、文系のほうが成績がいいのだし、就職先も見つけやすいから文系に行ったほうがいいって言うんです。それに、女なんだから東京なんかに行かないで家から通える大学にしろとか、浪人もダメだとかいうんですよ。どう思います?」

女子生徒の発言や気持ちをどう思いますか。
女子生徒の親の発言や気持ちをどう思いますか。



教員向け研修や児童生徒向け教材のご紹介

●教員向け研修

学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム

日常の教育活動や学校運営などを男女共同参画の視点から捉え直し、学校の管理職や教員自身の指導のヒントにつながる研修プログラムを作成しています。

【研修プログラムの詳細はこちらから】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1416258_00002.htm



主な対象	ケース(場面)			
小学校教員 【初級・中級】	ケース1 教室の日常 (家庭科・保健)	ケース2 学校行事(卒業式)	ケース3 小中学校での キャリア教育	ケース4 ワーク・ライフ・ バランス
中学校・高校教員 【初級・中級】	ケース5 教室の日常 (理科の実験)	ケース6 学校行事(体育祭)	ケース7 大学の 専攻分野の選択	
管理職・管理職候補 教育委員会教職員 【管理職・ミドルリーダー】	ケース8 教員の日常 (校務分掌)	ケース9 教員の日常 (校務会議)	ケース10 ミドルリーダー への声かけ	ケース11 男性教員の 育休取得

独立行政法人教職員支援機構の動画教材（校内研修シリーズ） 『学校における男女共同参画の推進』

～無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気づき、変革につなげるために～

学校における男女共同参画の推進について、無意識の思い込みに気づき、学校の変革につなげていくための視点や方法について解説しています。

【動画視聴はこちらから】 <https://www.nits.go.jp/materials/intramural/117.html>



●児童生徒向け教材

小・中学生向け

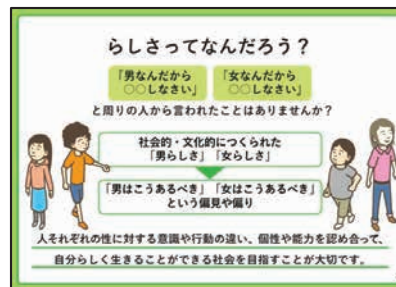
4種類の教材（小学生低学年・中学年・高学年、中学生向け）と教育プログラムを企画・実施するための「指導の手引き」を作成しています。

児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、教育課程内外の様々な活動を通じて活用することが考えられており、授業、指導に当たっては、教材の一部を活用することも可能です。

【教材はこちらから】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1376840_00004.htm

※保護者向けの啓発資料もあります。



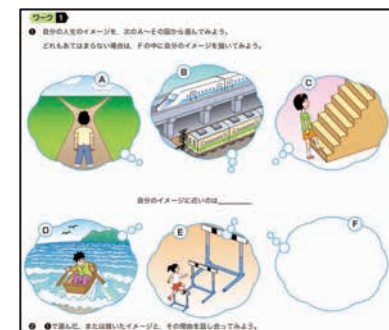
高校生向け

高校生が進路選択にあたって、就職のみならず結婚、出産、育児などのライフイベントを踏まえて総合的に考える（男女共同参画の視点も含む）ことができるよう、教材を作成しています。

家庭科、総合的な学習の時間、特別活動等において、高校生のキャリア形成支援の教材としてご活用ください。

【高校生のキャリア形成支援教材はこちらから】

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1411247.htm



学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム

～「無意識の思い込み」に気付くために～

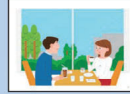
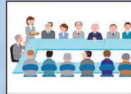
男女共同参画の推進には、固定的な性別役割分担意識の解消や、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気付いて言動等を見直していくことが必要です。文部科学省では、初等中等教育の学校現場における男女共同参画について、教員自身の「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気付きを促し、男女共同参画の基本理念や意義を整理するとともに、日常の教育活動や学校運営などを男女共同参画の視点から捉え直し、学校の管理職や教員自身の指導のヒントにつながる研修プログラムを作成しました。

<研修プログラムで提供する教材>

教材は4種類の「動画教材」の他、「ワークシート」、研修プログラムを企画・実施するための「実施の手引き」があります。

◆ 動画教材

ケース動画（11の教育現場）の他、ケース動画のポイントを示す解説動画、社会的な背景をまとめた講義動画などを掲載しています。

主な対象	ケース(場面)			
小学校教員 【初期・中堅】	ケース1 教室の日常 (家庭科・掃除)	ケース2 学校行事(卒業式)	ケース3 小学校での キャリア教育	ケース4 ワーク・ライフ・ バランス
				
中学校・高校教員 【初期・中堅】	ケース5 教室の日常 (理科の実験)	ケース6 学校行事(体育祭)	ケース7 大学の 専攻分野の選択	
				
管理職/管理職候補 教育委員会教職員 【管理職・ミドルリーダー】	ケース8 教員の日常 (校務分掌)	ケース9 教員の日常 (校長会議)	ケース10 ミドルリーダー への声かけ	ケース11 男性教員の 育休取得
				

◆ ワークシート

ケース動画を視聴したあとに、ケースを見て気付いたこと、ディスカッションをして思ったこと、解説動画を視聴して研修を振り返り、考えたこと等を記入します。

◆ 実施の手引き

動画教材を対象や時間、目的等にに合わせて組み合わせて活用し、教員研修プログラムを企画・実施するための手引きです。

<研修の流れ>

【基本ワーク（1回のワークでSTEP1～3を行う場合）】

①時間 60分 ②形態 校内研修や教育センター等主催

※「実施の手引き」では、応用編として25分～90分のワークの展開例も示しています。

STEP1-1 研修の説明 【全体】 1分	参加者に研修の目的や流れを説明する
STEP1-2 ケース動画視聴(個人ワーク含む) 【全体】 8～10分	ケース動画を視聴しながら、イラストを見たり、会話を聞いたりして気付いたことや、それと関連して考えたことをワークシートに記入する
STEP2-1 グループディスカッション 【グループ】 15～20分	小グループに分かれて、男女共同参画の視点からイラストを見て気付いたことや、それと関連して自分の生活や経験から考えたことなどについて、意見交流を実施
STEP2-2 全体共有 【全体】 4～9分	各グループの話し合いの内容や感想等を全体で共有する イラスト教材の話題だけでなく男女共同参画の視点、課題とつながって考えられるような意見を取り上げる
STEP3-1 まとめ・解説動画の視聴 【全体】 27分	まとめ・解説動画を視聴する ※まとめ動画は、視聴したケースに関わらず共通で視聴できる ※解説動画については、視聴したケースに合わせて選択する
終了後～翌日 研修の振り返り	研修の振り返りをワークシートに記入する ※研修の振り返りは、60分のワークには含まない

<詳しくは、こちらから>

●男女共同参画の推進に向けた教員研修モデルプログラムの開発

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1416258_00002.htm



小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教材及び指導の手引き等を作成しました。

4種類の教材（小学生低学年・中学年・高学年、中学生向け）と教育プログラムを企画・実施するための「**指導の手引き**」があります。

人それぞれの性に対する意識や行動の違い、個性や能力を認め合って、自分らしく生きることができる社会を目指すことが大切です。

●学校と地域で育む男女共同参画の促進
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1376840_00004.htm

